

提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省	「地方からの提案等に関する対応方針」記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
				措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおける必要書類の簡素化	<p>法定受託事務である戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおける請求書類の記入項目の見直し等による書類の簡素化により、手続き時の負担軽減を図るもの</p> <p><b>【簡素化の案】</b> 以下の記載欄を廃止する。 ○「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」 ①「戦没者等」欄のうち、「もとの身分」、「生年月日」、「死亡年月日」、「除籍時の本籍等」(「除籍時の本籍等」は自治体使用欄とする。) ②「国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名」欄 ③「国債の償還金の希望支払場所」欄 ○「戦没者等との遺族の現況等についての申立書」 ①「戦没者等との続柄」欄(選択式又は番号記入式とする。) ②「弔慰金を受けた者」欄、「公務扶助料、遺族年金等を受けた者」欄</p>	厚生労働省	<p>&lt;平成30年&gt; 6【厚生労働省】 (22)戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭40法100) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金については、遺族の高齢化等を踏まえ、請求手続を簡素化する方向で検討し、2018年度中に検討の方向性を示した上で、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;令和元年&gt; 5【厚生労働省】 (24)戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭40法100) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続については、遺族の高齢化等を踏まえ、省令を改正し、簡素化する。 [措置済み(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則等の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第71号))]</p>	省令等	<p><b>【省令】</b> 公布時期:令和元年11月19日 施行時期:令和2年4月1日</p> <p><b>【通知】</b> 実施時期:省令の公布に併せてメールにて周知。施行通知は年度末までに実施予定。</p>	<p>平成31年3月5日に開催された社会・援護局関係主管課長会議において「検討の方向性(案)」を提示。また、省令等を令和元年11月19日付けで公布(施行期日:令和2年4月1日)し、令和元年12月11日に都道府県への説明会を実施。</p>	<p>提示した「検討の方向性(案)」等を踏まえて、令和元年度中に事務処理マニュアル等を作成し、都道府県に配布する予定。</p>